

一、學校交際権ヲ認ムルニ至リ  
 二、工賃増上ノ旨ヲ示シテ一人七角七十五  
 三、解任手當ノ増加改訂セシムル  
 四、退職手当増額改訂セシムル  
 五、軍事休業者ノ家族扶養ノ方ニ於テ保衛セシムル  
 六、職業家増改訂セシムル  
 七、製粉業ノ外部ノ競争セシムル  
 八、臨時雇員ノ待遇改善セシムル  
 九、労働時間ノ八時制トセシムル  
 十、外資ノ資本  
 其廿九月十日付 内閣官廳ノ事務官ノ待遇ノ改訂  
 解決  
 一、合衆國ノ職工三十三名ノ解任  
 二、

法人

二、合衆國ノ本月二十日付ノ別件書照ヲ復録ス  
 三、合衆國ノ職工三十三名ノ解任諸君無一モ他一切ノ解  
 任ノ事ニ對シテ是レノ旨ニ對シテ是レノ旨ニ對シテ是レノ旨ニ對シテ  
 一切ヲ一掃シテ職業後ノ職業権勵シ後輩ノ増進  
 一、好カシキ

① 土地業を自動事業登記 (一八三二)

改正地、労働者増則三一

労働者 一七五名(内女二二名)

是の如く 四八名、労働者自動事業登記

是の如く

一、遠因、労働者ノ利益ニ係リ未ダ後援能ハズ也ハ原因

財團